

独立行政法人通則法の一部を改正する法律案要綱

第一 通則

一 定義

1 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、国が自ら主体となつて直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効果的かつ効率的に行わせるため、中期目標管理法、国立研究開発法人又は行政執行法人として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいうものとする。

2 この法律において「中期目標管理法」とは、一定の自主性及び自律性を発揮しつつ、中期的な視点に立つて執行することが求められるものを国が中期的な期間について定める業務運営に関する目標を達成するための計画に基づき行うことにより、国民の需要に的確に対応した多様で良質なサービスの提供を通じた公共の利益の増進を推進することを目的とする独立行政法人として、個別法で定める

ものをいうものとする。

3 この法律において「国立研究開発法人」とは、一定の自主性及び自律性を発揮しつつ、中長期的な視点に立って執行することが求められる科学技術に関する試験、研究又は開発（以下「研究開発」という。）に係るものを主要な業務として国が中長期的な期間について定める業務運営に関する目標を達成するための計画に基づき行うことにより、我が国における科学技術の水準の向上を通じた国民経済の健全な発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することを目的とする独立行政法人として、個別法で定めるものをいうものとする。

4 この法律において「行政執行法人」とは、国の行政事務と密接に関連して行われる国の指示その他国の相当な関与の下に確実に執行することが求められるものを国が事業年度ごとに定める業務運営に関する目標を達成するための計画に基づき行うことにより、その公共上の事務等を正確かつ確実に執行することを目的とする独立行政法人として、個別法で定めるものをいう。

（第二条関係）

二 業務の公共性、透明性及び自主性等

この法律及び個別法の運用に当たっては、独立行政法人の事務及び事業が内外の社会経済情勢を踏まえつつ適切に行われるよう、独立行政法人の事務及び事業の特性並びに独立行政法人の業務運営における自主性は、十分配慮されなければならないものとする。

(第三条第三項関係)

三 名称

1 国立研究開発法人については、その名称中に、国立研究開発法人という文字を使用するものとする。

(第四条第二項関係)

2 国立研究開発法人でない者は、その名称中に国立研究開発法人という文字を用いてはならないとする。

(第十条関係)

第二 独立行政法人評価制度委員会

一 設置

総務省に、独立行政法人評価制度委員会（以下「委員会」という。）を置くものとする。

(第十二条関係)

二 所掌事務等

1 委員会は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- (一) 第四の二二により、総務大臣に意見を述べること。
- (二) 第五の一三、第五の三三、第五の四三、第六の一三、第六の三四、第六の四四又は第七の三四により、主務大臣に意見を述べること。
- (三) 第五の四四、第六の四五により、主務大臣に勧告をすること。
- (四) 第五の五（第六の五で準用する場合を含む。）により、内閣総理大臣に対し、意見を具申すること。
- (五) 独立行政法人の業務運営に係る評価（六において「評価」という。）の制度に関する重要事項を調査審議し、必要があると認めるときは、総務大臣に意見を述べること。
- (六) 評価の実施に関する重要事項を調査審議し、評価の実施が著しく適正を欠くと認めるときは、主務大臣に意見を述べること。
- (七) その他法律によりその権限に属させられた事項を処理すること。

2 委員会は、1の(一)、(二)、(五)又は(六)により意見を述べたときは、その内容を公表しなければならないものとする事。

(第十二条の二関係)

三 組織、委員等

1 委員会は、委員十人以内で組織するものとする事。

2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは臨時委員を、専門の事項を調査させるため必要があるときは専門委員を置くことができるものとする事。

3 委員、臨時委員及び専門委員は、内閣総理大臣が任命するものとする事。

4 委員の任期は二年とし、委員、臨時委員及び専門委員は非常勤とする事。

5 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができるものとする事。

(第十二条の三から第十二条の八まで関係)

第三 役員及び職員

一 監事の職務及び権限等

1 監事は、独立行政法人の業務を監査する場合には、監査報告を作成しなければならないものとする
こと。

2 監事について、役員（監事を除く。）及び職員に対する事務及び事業の報告の求め、独立行政法人
の業務及び財産の状況の調査、独立行政法人がこの法律の規定により主務大臣に提出する認可、承認
、認定及び届出に係る書類並びに報告書等の調査に関する規定を設けるものとする。

3 監事は、役員（監事を除く。）が不正の行為をし、又は当該行為をするおそれがあると認めるとき
、又はこの法律、個別法若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認める
ときは、遅滞なく、その旨を法人の長に報告するとともに、主務大臣に報告しなければならないもの
とすること。
（第十九条第四項から第八項まで及び第十九条の二関係）

二 役員 の 任命

主務大臣は、法人の長又は監事を任命しようとするときは、必要に応じ、公募（当該法人の長又は監
事の職務の内容、勤務条件その他必要な事項を公示して行う候補者の募集をいう。）、候補者の推薦の

求めその他の適任と認める者を任命するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。
ること。
(第二十条関係)

三 役員任期

- 1 中期目標管理法の長の任期は、任命の日から、当該法人の中期目標の期間の末日までとすること。
- 2 中期目標管理法の監事の任期は、各中期目標の期間に対応して定めるものとし、任命の日から、中期目標の期間の最後の事業年度についての財務諸表の承認日までとすること。
- 3 国立研究開発法人の長の任期は、原則として、任命の日から、当該法人の中長期目標期間の末日までとし、主務大臣が特に必要と認めるときは、目標期間が6年の場合には任期を3年、目標期間が7年の場合には任期を3年又は4年とすることができるものとする。
- 4 国立研究開発法人の監事の任期は、各法人の長の任期と対応するものとし、任命の日から、当該法人の長の任期中の最後の事業年度についての財務諸表の承認日までとすること。
- 5 行政執行法人の長の任期は、任命の日から、個別法で定める期間内に終了する最後の事業年度の末

日までとすること。

6 行政執行法人の監事の任期は、各法人の長の任期と対応するものとし、任命の日から、当該対応する法人の長の任期中の最後の事業年度についての財務諸表の承認日までとすること。

(第二十一条、第二十一条の二及び第二十一条の三関係)

四 役員 の 義務 及び 責任

1 独立行政法人の役員は、その業務について、法令及び当該法人が定める業務方法書その他の規則を遵守し、当該法人のため忠実にその職務を遂行しなければならないものとする。

(第二十一条の四関係)

2 役員（監事を除く。）は、当該独立行政法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに当該事実を監事に報告しなければならないものとする。

(第二十一条の五関係)

3 役員又は会計監査人は、その任務を怠ったときは、独立行政法人に対し、損害賠償責任を負うこととし、一定の場合において、その責任の全部又は一部を主務大臣の承認等の手続を経て免除すること

ができるものとする。

(第二十五条の二関係)

第四 業務運営

一 業務方法書

業務方法書には、役員（監事を除く。）の職務の執行がこの法律、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項を記載しなければならないものとする。

(第二十八条第二項関係)

二 評価等の指針の策定

1 総務大臣は、中期目標、中長期目標及び年度目標の策定並びに業績評価に関する指針を定め、これを主務大臣に通知するとともに、公表しなければならないものとする。

2 総務大臣は、1の指針を定めようとするときは、総合科学技術・イノベーション会議が作成する研究開発の事務及び事業に係る指針案を適切に反映するとともに、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならないものとする。

3 主務大臣は、1の指針に基づき、中期目標、中長期目標及び年度目標を定めるとともに、業績評価を行わなければならないものとする事。 (第二十八条の二及び第二十八条の三関係)

三 評価結果の取扱い等

独立行政法人は、業績評価の結果を、中期計画及び年度計画、中長期計画及び年度計画又は事業計画並びに業務運営の改善に適切に反映させるとともに、毎年度、評価結果の反映状況を公表しなければならないものとする事。 (第二十八条の四関係)

第五 中期目標管理法人の業務運営

一 中期目標

1 主務大臣は、三年以上五年以下の期間において中期目標管理法人が達成すべき中期目標を定め、これを当該法人に指示するとともに、公表しなければならないものとする事。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする事。

(一) 中期目標の期間 (1の期間の範囲内で主務大臣が定める期間をいう。以下同じ。)

(二) 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(三) 業務運営の効率化に関する事項

(四) 財務内容の改善に関する事項

(五) その他業務運営に関する重要事項

3 主務大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならないものとする事。

(第二十九条関係)

二 中期計画、年度計画

1 中期目標管理法人は、一1の指示を受けたときは、中期計画を作成し、主務大臣の認可を受けなければならぬものとする事。

(第三十条第一項関係)

2 中期目標管理法人は、毎事業年度の開始前に、1の認可を受けた中期計画に基づき、年度計画を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならないものとする事。

(第三十一条第一項関係)

三 各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等

1 中期目標管理法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が該当する(一)から(三)の区分に応じ各区分に定める事項について、主務大臣の評価を受けなければならないものとする。

(一) (二)及び(三)以外の事業年度

(1) 当該事業年度の業績

(二) 中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度

(1) 当該事業年度の業績

(2) 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間の業績

(三) 中期目標の期間の最後の事業年度

(1) 当該事業年度の業績

(2) 中期目標の期間の業績

2 主務大臣は、1の評価を行ったときは、遅滞なく、当該中期目標管理法に対して、評価結果を通知するとともに、公表しなければならないものとし、この場合において、1(二)(2)に定める事項について評価を行ったときは、委員会に対しても、遅滞なく、評価結果を通知しなければならないものとする。

ること。

3 委員会は、2により通知された評価結果について、必要があると認めるときは、主務大臣に意見を述べなければならないものとする。

4 主務大臣は、1の評価結果に基づき必要があると認めるときは、当該中期目標管理法人に対し、業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずることができるものとする。

(第三十二条関係)

四 中期目標の期間の終了時の検討

1 主務大臣は、三1(二)(2)に定める事項について評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時まで、当該中期目標管理法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。

2 主務大臣は、1の検討の結果及び1により講ずる措置の内容を委員会に通知するとともに、公表しなければならないものとする。

3 委員会は、2により通知された事項について、必要があると認めるときは、主務大臣に意見を述べなければならないものとする。

4 3の場合において、委員会は、中期目標管理法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告をすることができるものとする。

5 委員会は、4の勧告をしたときは、当該勧告の内容を内閣総理大臣に報告するとともに、公表しなければならぬものとする。

6 委員会は、4の勧告をしたときは、主務大臣に対し、その勧告に基づいて講じた措置及び講じようとする措置について報告を求めることができるものとする。
(第三十五条関係)

五 内閣総理大臣への意見具申

委員会は、四の4により勧告をした場合において特に必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該勧告をした事項について内閣法（昭和二十二年法律第五号）第六条の規定による措置がとられるよう意見を具申することができるものとする。
(第三十五条の二関係)

六 違法行為等の是正等

主務大臣は、中期目標管理法若しくはその役員若しくは職員が、不正の行為若しくはこの法律、個別法若しくは他の法令に違反する行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法人の業務運営が著しく適正を欠き、かつ、それを放置することにより公益を害することが明白である場合において、特に必要があると認めるときは、当該法人に対し、当該行為の是正又は業務運営の改善のため必要な措置をとるべきことを命ずることができるものとする。 (第三十五条の三関係)

第六 国立研究開発法人の業務運営

一 中長期目標

1 主務大臣は、五年以上七年以下の期間において国立研究開発法人が達成すべき中長期目標を定め、これを当該法人に指示するとともに、公表しなければならないものとする。

2 中長期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

- (一) 中長期目標の期間（1の期間の範囲内で主務大臣が定める期間をいう。以下同じ。）
- (二) 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

- (三) 業務運営の効率化に関する事項
 - (四) 財務内容の改善に関する事項
 - (五) その他業務運営に関する重要事項
- 3 主務大臣は、中長期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならないものとする。
 - 4 主務大臣は、3により意見を聴こうとするときは、研究開発の事務及び事業に関する事項について、あらかじめ、研究開発に関する審議会の意見を聴かなければならないものとする。
 - 5 主務大臣は、研究開発に関して高い識見を有する外国人（日本の国籍を有しない者をいう。6において同じ。）を研究開発に関する審議会の委員に任命することができるものとする。

（第三十五条の四関係）

二 中長期計画

- 1 国立研究開発法人は、一1の指示を受けたときは、中長期計画を作成し、主務大臣の認可を受けなければならぬものとする。

2 中長期計画においては、研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置等を定めるものとする事。

(第三十五条の五関係)

三 各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等

1 国立研究開発法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が該当する(一)から(三)の区分に応じ各区分に定める事項について、主務大臣の評価を受けなければならないものとする事。

(一) (二)及び(三)以外の事業年度

(1) 当該事業年度の業績

(二) 中長期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度

(1) 当該事業年度の業績

(2) 中長期目標の期間の終了時に見込まれる中長期目標の期間の業績

(三) 中長期目標の期間の最後の事業年度

(1) 当該事業年度の業績

(2) 中長期目標の期間の業績

2 主務大臣は、1の評価を行おうとするときは、研究開発の事務及び事業に関する事項について、あらかじめ、研究開発に関する審議会の意見を聴かなければならないものとする。

3 主務大臣は、1の評価を行ったときは、遅滞なく、当該国立研究開発法人に対して、評価結果を通じて評価を行ったときは、委員会に対しても、遅滞なく、評価結果を通知しなければならないものとする。

4 委員会は、3により通知された評価結果について、必要があると認めるときは、主務大臣に意見を述べなければならないものとする。

5 主務大臣は、1の評価結果に基づき必要があると認めるときは、当該国立研究開発法人に対し、業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずることができるものとする。

(第三十五条の六関係)

四 中長期目標の期間の終了時の検討

1 主務大臣は、三1(2)に定める事項について評価を行ったときは、中長期目標の期間の終了時まで

に、当該国立研究開発法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする事。

2 主務大臣は、1による検討を行うに当たっては、研究開発の事務及び事業に関する事項について、研究開発に関する審議会の意見を聴かなければならないものとする事。

3 主務大臣は、1の検討の結果及び1により講ずる措置の内容を委員会に通知するとともに、公表しなければならぬものとする事。

4 委員会は、3により通知された事項について、必要があると認めるときは、主務大臣に意見を述べなければならぬものとする事。

5 4の場合において、委員会は、国立研究開発法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告をすることが出来るものとする事。

6 委員会は、5の勧告をしたときは、当該勧告の内容を内閣総理大臣に報告するとともに、公表しなければならぬものとする事。

7 委員会は、5の勧告をしたときは、主務大臣に対し、その勧告に基づいて講じた措置及び講じようとする措置について報告を求めることが出来るものとする事。

(第三十五条の七関係)

五 業務運営に関する規定の準用

第五の二2、五及び六は、国立研究開発法人について準用するものとする事。

(第三十五条の八関係)

第七 行政執行法人の業務運営

一 年度目標

1 主務大臣は、行政執行法人が達成すべき業務運営に関する年度目標を定め、これを当該法人に指示するとともに、公表しなければならないものとする事。

2 年度目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする事。

(一) 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(二) 業務運営の効率化に関する事項

(三) 財務内容の改善に関する事項

(四) その他業務運営に関する重要事項

3 2の年度目標には、2の(一)から(四)までに掲げる事項に関し中期的な観点から参考となるべき事項について記載するものとする。

(第三十五条の九関係)

二 事業計画

1 行政執行法人は、各事業年度に係る一1の指示を受けたときは、当該事業年度の開始前に、年度目標に基づき、事業計画を作成し、主務大臣の認可を受けなければならないものとする。

2 事業計画においては、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置等を定めるものとする。

(第三十五条の十関係)

三 各事業年度に係る業務の実績に関する評価

1 行政執行法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度における業務の実績について、主務大臣の評価を受けなければならないものとする。

2 行政執行法人は、1の評価のほか、三年以上五年以下の期間で主務省令で定める期間の最後の事業

年度の終了後、当該期間における業務運営の効率化に関する事項の実施状況について、主務大臣の評価を受けなければならないものとする。

3 主務大臣は、1又は2の評価を行ったときは、遅滞なく、当該行政執行法人に対して、評価結果を通知するとともに、公表しなければならないものとし、この場合において、2の評価を行ったときは、委員会に対しても、遅滞なく、評価結果を通知しなければならないものとする。

4 委員会は、3により通知された評価結果について、必要があると認めるときは、主務大臣に意見を述べなければならないものとする。

(第三十五条の十一関係)

四 監督命令

主務大臣は、年度目標を達成するためその他この法律又は個別法を施行するため特に必要があると認めるときは、行政執行法人に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができるものとする。

(第三十五条の十二関係)

一 財務諸表

附属明細書等の公告について、官報による公告に代えて電子公告等による公告をすることができるとのとする事。
(第三十八条第四項及び第五項関係)

二 会計監査人の監査

1 会計監査人は、財務諸表等の監査を行う場合には、会計監査報告を作成しなければならないものとする事。

2 会計監査人について、会計帳簿等の閲覧及び謄写、役員（監事を除く。）及び職員に対する会計に関する報告の求め、独立行政法人の業務及び財産の状況の調査等に関する規定を設けるものとする事。
(第三十九条関係)

三 監事に対する報告

1 会計監査人は、その職務を行うに際して役員（監事を除く。）の職務の執行に關し不正の行為又はこの法律、個別法若しくは他の法令に違反する重大な事実があることを発見したときは、遅滞なく、これを監事に報告しなければならないものとする事。

2 監事は、その職務を行うため必要があると認めるときは、会計監査人に対し、その監査に関する報告を求めることができるものとする。

(第三十九条の二関係)

四 財源措置

独立行政法人は、業務運営に当たっては、交付金について、国民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに留意し、法令の規定及び中期目標管理法の中期計画、国立研究開発法人の中長期計画又は行政執行法人の事業計画に従って適切かつ効率的に使用するよう努めなければならないものとする。

(第四十六条第二項関係)

第九 中期目標管理法及び国立研究開発法人の人事管理

一 他の中期目標管理法役員についての依頼等の規制

1 中期目標管理法の役員又は職員（非常勤の者を除く。以下「中期目標管理法役員」という。

）は、密接関係法人等（営利企業等のうち、資本及び取引関係等において中期目標管理法と密接な関係を有するものとして政令で定めるもの）に対し、当該中期目標管理法の他の中期目標管理法

役職員をその離職後に、若しくは当該中期目標管理法の中期目標管理法役職員であった者を、当該密接関係法人等の地位に就かせることを要求し、若しくは依頼してはならないものとする。

2 1の規定によるもののほか、中期目標管理法の役員又は職員は、この法律、個別法若しくは他の法令若しくは当該法人が定める業務方法書、会計規程その他の規則に違反する職務上の行為（以下「法令等違反行為」という。）をすること若しくはしたこと又は当該法人の他の役員若しくは職員に法令等違反行為をさせること若しくはさせたことに関し、営利企業等に対し、当該法人の他の役員若しくは職員をその離職後に、又は当該法人の他の役員若しくは職員であった者を、当該営利企業等の地位に就かせることを要求し、又は依頼してはならないものとする。（第五十条の四関係）

二 法令等違反行為に関する在職中の求職の規制

中期目標管理法の役員又は職員は、法令等違反行為をすること若しくはしたこと又は法人の他の役員若しくは職員に法令等違反行為をさせること若しくはさせたことに関し、営利企業等に対し、離職後に当該営利企業等の地位に就くことを要求し、又は約束してはならないものとする。

（第五十条の五関係）

三 再就職者による法令等違反行為の依頼等の届出

中期目標管理法人の役員又は職員は、再就職者からその離職後二年を経過するまでの間に、当該法人と営利企業等との間で締結される売買、賃借、請負その他の契約又は当該営利企業等に対して行われる処分に関する事務であつて離職前五年間の職務に属するものに関する法令等違反行為の要求又は依頼等を受けたときは、政令で定めるところにより、当該中期目標管理法人の長にその旨を届け出なければならないものとする。

(第五十条の六関係)

四 中期目標管理法人の長への届出

1 中期目標管理法人事職員は、離職後に営利企業等の地位に就くことを約束した場合には、速やかに、政令で定めるところにより、法人の長に政令で定める事項を届け出なければならないものとする。

2 1の規定による届出を受けた中期目標管理法人の長は、当該法人の業務の公正性を確保する観点から、当該届出を行った中期目標管理法人事職員の職務が適正に行われるよう、人事管理上の措置を講ずるものとする。

(第五十条の七関係)

五 中期目標管理法人の長がとるべき措置等

三の規定による届出を受けた中期目標管理法人の長は、当該届出に係る要求又は依頼の事実があると認めるときは、当該要求又は依頼に係る法令等違反行為を確実に抑止するために必要な措置を講じなければならぬものとする。

(第五十条の八関係)

六 政令への委任

一から五までの実施に関し必要な手続は、政令で定めるものとする。

(第五十条の九関係)

七 職員の給与等

中期目標管理法人の職員の給与等の支給の基準は、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の適用を受ける国家公務員の給与等、民間企業の従業員の給与等、当該法人の業務の実績並びに職員の職務の特性及び雇用形態その他の事情を考慮して定められなければならないものとする。

(第五十条の十第三項関係)

八 国立研究開発法人への準用

一から七までは、国立研究開発法人について準用するものとする。

(第五十条の十一関係)

第十 行政執行法人の人事管理

一 行政執行法人の役員の報酬等

行政執行法人の役員の報酬等の支給の基準は、国家公務員の給与等を参酌し、かつ、民間企業の役員の報酬等、当該行政執行法人の業務の実績及び事業計画の人員費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならないものとする。こと。

(第五十二条第三項関係)

二 行政執行法人の職員の給与

行政執行法人の職員の給与の支給の基準は、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与を参酌し、かつ、民間企業の従業員給与、当該行政執行法人の業務の実績及び事業計画の人員費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

(第五十七条第三項関係)

第十一 罰則

独立行政法人の役員が第三の一・二の監事の調査及び第八の二・二の会計監査人の調査を妨げた場合の罰

則を設けるほか、罰則について所要の規定を設けるものとする。

(第六十九条から第七十一条まで関係)

第十二 附則

一 施行期日

この法律は、平成二十七年四月一日から施行するものとする。ただし、二の1及び3は、公布の日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 経過措置

1 準備行為

第四の二1による指針の策定、第四の二2による指針案の作成、第五の一1による中期目標、第六の一1の中長期目標及び第七の一1による年度目標の策定並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても新法の規定の例により行うことができるものとする。

(附則第二条第一項関係)

2 中期目標管理法及び国立研究開発法人となる独立行政法人の中期目標等に関する経過措置

この法律の施行の際現に、この法律による改正前の独立行政法人通則法（以下「旧法」という。）

第二十九条第一項の規定により主務大臣が中期目標管理法又は国立研究開発法人となる独立行政法人に指示している中期目標は第五の一1又は第六の一1により主務大臣が指示した中期目標又は中長期目標と、旧法第三十条第一項の規定により中期目標管理法又は国立研究開発法人となる独立行政法人が認可を受けている中期計画は第五の二1又は第六の二1により認可を受けた中期計画又は中長期計画とみなすものとすること。

（附則第八条関係）

3 行政執行法人となる独立行政法人の中期目標の期間に関する特例

この法律の施行日前に定められた独立行政法人（施行日において行政執行法人となるものに限る。）

（ ）の中期目標の期間であつて、施行日以後に終わるものとされたものについては、旧法第二十九条第二項第一号の規定にかかわらず、施行日の前日に終わるものとすること。

（附則第九条関係）

4 1から3までのほか、この法律の施行に関し必要な経過措置について定めるものとすること。

（附則第二条第二項から第七条まで、第十条から第十五条まで関係）